

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 11 回 会 議 録



開会 平成17年1月13日(木)

閉会 平成17年1月13日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第11回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成17年1月13日(木) 午後1時30分開会・午後2時54分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 1 1 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 17名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種		委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	企画部会長	請川 剛				

第11回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 議 事	2～20
(1) 報告事項	2～11
(1) 報告第26号 住民説明会の開催状況について	2～10
(2) 報告第27号 新市建設計画の県協議結果について	10～11
(2) 協議事項	11～12
(1) 協議第25号 合併協定書(案)について	11～12
(3) 報告事項	12～15
(1) 報告第28号 合併協定調印式について	12～14
(2) 報告第29号 先進地視察について	14～15
(4) 協議事項	15～18
(1) 協議第26号 新市の市章の選定について	15～18
(5) その他	18
(1) 第12回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	18
(6) 合併協定書署名	19～20
4 閉 会	20

【午後 1 時 3 0 分開会】

事務局長 それでは、本日皆様方には大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第 1 1 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます事務局長の大木和郎でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

雲辺寺山に雪がかかりますと非常に寒いここ数日が続いておったわけでございますが、そういう中にもかかわらず、今日は第 1 1 回の協議会を開催いたしまして、大変お忙しい中を全委員さんのご出席いただきましたことにつきまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

おかげで順調に協議も進めてまいりまして、それぞれ 1 市 2 町によります住民説明会も終わり、いよいよこの 1 月 2 7 日は調印式という、本当に皆さん方のおかげでスムーズに調印式まで進むことができるようになりましたことにつきまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

今日は、それらにつきましてのご審議でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第 1 0 条第 2 項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長よろしく願いをいたします。

議長 議事につきましては、規約第 1 0 条第 2 項の規定により、会長が議長となるようになっておりますので、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

規約第 1 0 条の第 1 項の規定に基づきまして本日の出席者の確認をいたしますが、委員 1 7 名中全員のご出席でございますので、ご報告させていただきます。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には冒頭

に所属市町名とお名前をよろしくお願い申し上げます。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますがご発言に際しましては職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、お願いいたします。

それでは、まず報告第26号住民説明会の開催状況につきまして、計画班長より説明願います。

計画班長 事務局計画班長の合田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、報告第26号住民説明会の開催状況についてご報告申し上げます。

協議会資料3ページをご覧くださいただけたらと思います。

住民説明会の開催状況についてでございますが、この住民説明会の開催後、1市2町から報告書の提出をいただきましたが、これらを取りまとめたものでございます。

住民説明会につきましては、第9回の合併協議会までに確認された合併協定項目の調整結果や新市建設計画の内容、また合併までのスケジュールなどを住民の皆様方にお知らせするため、各市町の主催により昨年11月20日から12月10日にかけて観音寺市で11回、大野原町で8回、豊浜町で4回、合わせて23回開催され、1市2町で1,165名の住民の皆様のご参加をいただいております。

説明会でございますが、主催者の挨拶の後、合併協定項目の確認内容一覧とか新市建設計画ダイジェスト版などを用いまして、合併の背景及び新市建設計画での新市における財政計画並びに新市の住民生活について説明が行われた後、質疑応答の時間を設けて住民の皆様方からさまざまな質問や意見等及び要望をいただいております。

その質問等の状況でございますが、1市2町で合わせまして232件ございました。この232件の質問等を12の大きな括りの項目に分けて、件数とか割合で示したものがそちらの円グラフやその下の大分類項目の表でございます。

主な内容でございますが、件数の多い順で、項目6の各種行政サービス、事業に関するものが41件で17.7%、次に項目4の新市の施策、組織・機構に関するものが37件、16%となっており、2つを合わせますと33%を超えております。このようなことから、各種行政サービスや事業、地方税や都市計画税に関する事、また新市における施策に関する事や支所に関する事など、組織・機構に関心が高いことがうかがえます。

続きまして、次の4ページでございますが、項目1から12の大分類項目ごとに主にご覧のような事柄の質問が出されたか概要をまとめたものでございます。例えば、項目1では財産・債務及び行財政・合併特例債、また職員の削減効果や退職手当組合に関する事な

どが質問として出されております。

以下、項目2から項目12につきましては、ご覧のとおりの内容となっております。

それから、なお別綴じの冊子でございますが、参考資料といたしまして1市2町で出されました232問の質問内容を大分類順にしておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

これで報告第26号住民説明会の開催状況についての報告を終わります。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

ただいま計画班長より報告第26号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

井上委員 豊浜町の井上です。

豊浜町でも4回住民説明会を実施したわけなんです、その中で豊浜町で実施していない事業、例えば競輪とか公共下水というようなことでいろいろと質問がありました。それで、公共下水についてはインフラ整備ということで少しなりでも把握はできるわけなんです、競輪事業についていろいろと質問の中で、今日の新聞でも出ておりましたように、なかなか税収が見込めないような状態が今から続くのではないかというようなことを言われておりました。それで、前回非公式ではありましたが、競輪についてのお考えをお伺いしたところ、そういった競輪事業をしている自治体等足並みを合わせていろいろと国とかに働きかけていきたいというようなお返事をいただいております。そういったことで、先般、これも新聞を読んでおられますと、高松の競輪場も国の方にどんどんと働きかけていきたいというようなことも載っておりましたので、今後そういったことで他の公共団体とスクラムを組んで協議の場を設けて国とかに働きかけていくというようなことで、方向性などがありましたらお教え願いたいと思います。

それと、もう一点ですが、高松の場合なんです、競輪事業の経営の改善計画、これを持っとるわけなんです、これについてももしお考えなどありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

議長 それでは、観音寺市白川市長さんお願いします。

白川副会長 それでは、掛けたままでお答え申し上げたいと思います。

今、井上議長の方から競輪の問題についてのご質問がございました。

前回にもこの競輪の問題にも少し触れさせていただいたわけですが、一からちょっとご説明しますと、全国で今47場競輪場がございます。そのうちの約25場が赤字であります。おかげをもちましてうちはまだ赤字にまでは至っていないということでありますが、平成16年度の当初予算では、今までずっと競輪事業に、一般会計に繰り入れておったお金を16年度は0ということで査定をさせていただいたわけであります。少しばかりはまだ余力を残したまま、一般会計にはもう繰り入れはしないということで、こういう状況下でございますので、競輪事業を抜本的に見直さなければならないということで認識をいたしておりますし、今回合併問題に絡みまして大野原町も御多分に漏れず町政、町の合併の説明会のときにご質問が出たようでございますし、豊浜町も出たように聞いております。これは、競輪というのは平成3年あたりがピーク、金額的にはピークで、2兆円を少し超えたぐらいの売り上げがあったわけですが、現在は1兆円を切っておるような状況でございますので、そんな非常に競輪、公営ギャンブル自体が、中央競馬あるいは競艇、競輪、それからオートレースを含めまして公営ギャンブル自体が非常に衰退の一途をたどっておる現状であります。

そういう一つの大きな流れの中で、いわゆる観音寺競輪あるいは近くには高松もございますけれども、この競輪事業を今後どのようにして復活というんでしょうか、いわゆる地方自治発展のために、もともとの趣旨はそうだったわけありますので、地方自治にどこまで競輪事業、公営ギャンブルが寄与できるのかということを考え直さなければならない時期はもう5年も6年も前から来ておるといふふうに認識をいたしております。そんな中で、観音寺競輪も御多分に漏れずそういった大きな時代の変革の中でこの競輪自体が衰退をしておる、そのあおりを食らっておるということは事実であります。高松も先ほど井上議長のご指摘ございましたように、将来の競輪事業どうあるべきかということで、監査委員の意見書としてはやめた方がいいんじゃないかと、こういう意見書が出ておるような状況でありまして、高松競輪自体も今後競輪事業についてどのような方針を立てるかっていうのは、非常に難しい時期に差しかかっておると。昨日も実は井竿助役と高松で会でお会いしてお話したんですけれども、非常に頭を悩ましておるといふことも事実でございます。

こういった厳しい時代であるがゆえに、今後この競輪をどのようにして競輪全体の底上げを、本来ならば経済産業省あるいは日本自転車振興会、このあたりが本来であれば、競輪ファンの底上げをやっていただかなきゃならんのですけれども、どうも今の状況ではお

役所的な発想しか現在ないようございまして、非常に競輪事業に対して抜本的な解決策というのはなかなか見出せないということも現実あります。

それから、競輪の選手会という大きな組織があるわけでありますが、この競輪の選手会が約4,000人ぐらいの競輪選手が今いるわけでありますが、今抜本的な解決策を図るためには、この選手会との協議の中で現在の選手を半分にしようじゃないかと、そこまで抜本的に改革しなければ、もう競輪事業自体が、全国47場すべてがもたないんじゃないかというふうな意見も出ております。非常に正直言いまして苦しい現状にあることには間違いございません。

それから、もう一点は、いわゆる競輪のことにつきまして何か皆様方におかれましては、競輪事業が足を引っ張るんじゃないかというふうになにを、意識があるかと思われまますけれども、これはいわゆる特別会計でありますので、いわゆるじゃあ競輪事業を仮に万が一やめなければならないといったときに、以前私は市政座談会あるいはまた市の職員の研修会のときに、やめた場合に訴訟問題がこれ当然発生していくわけなんで、いわゆる選手会でありますとか、選手会にしてみればバンクがなくなると、自分たちの米の飯の種がなくなるわけでありますから、それに対する損害賠償あるいはまた競輪を運営しておる自転車競技会というところがあるんですが、この競技会も自分たちの仕事がなくなるということで、バンクを、いわゆる競輪場を開催をやめるということにつきましては、それぞれの利害関係者が訴訟を起こす問題があるわけです。門司競輪、今までやめたのは門司競輪あるいは西宮、甲子園、この3場が私になりまして廃止をしたわけでありますが、いずれも訴訟問題に発展をいたしております。

つい先日でありますけれども、この訴訟問題、私は、ちょっと話変わりますけど、そういう訴訟問題を提起されておることを市政座談会あるいはまたうちの職員の研修会でお話しました。いわゆる40億円から50億円の損害賠償が請求されておりますよと。もし仮にやめるとなれば、そういった訴訟問題も発生する^{おそ}恐れがあるということをお話したのがひとり歩きをして、競輪をやめたら40億円も50億円もお金がかかるんじゃないかと、こういうふうにひとり歩きをしてしまったというあれがあるわけでありますが、前回、つい先般でありますけれども、一審の判決が下りました。いわゆるこの訴訟問題、要するに選手会あるいは協議会が訴訟を起こしておるものにつきましては、一審として棄却をしたと、いわゆるそういった損害賠償に値しないと、こういう判決が下りましたので、正直言いまして胸を撫で下ろしたのが今の偽らざる気持ちであります。ですから、もし仮に競輪

事業を撤退するにしても、影響としては従事員の処遇をどうするか、あるいはそこに出入りしておいでる業者をどうするかということのみの問題になるんじゃないかなと。仮にですよ、万が一撤退するとしても。ですから、大野原町、豊浜町さんにはそんなに多大なご迷惑はおかけするようなものではないというふうに正直言いまして前回の判決で胸を撫で下ろしておるような状況であります。

しかし、現実問題としてそういうことが果たして可能なのかといいますと、私自身としてはこの競輪事業、いずれ、どうなるかわかりませんが、いずれ頑張ればまた日の差す時期も来るんじゃないかと。それまで辛抱して頑張ろうと、赤字を出さずに頑張ろうとということで現在観音寺市の専用場外、観音寺市の専用、観音寺競輪を主に売っていただくあるいはまたその専用場外の売り上げのパーセンテージを観音寺にいただけるという専用場外を現在計画をいたしております。これはまだ経産省の許認可はまだ少し時間かかりますけれども、この許認可を得て、それがうまく成功すれば競輪事業というのは生き残っていける可能性が出てくるということでの期待を持っておるわけでありまして。ですから、現在そのようなことでいわゆる生き残り策としてそういったことも考えておるということをご承知を願えたらというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この競輪場業界はもう戦国時代というかもサバイバルゲームの様相を呈しておりまして、昨日も一昨日も競輪関係でちょっと私も出張しておったわけではありますが、いわゆる合併問題に絡みまして、全国でこの競輪を運営しておる一つの事例言いますと、前橋市というのがありますが、この前橋には、競艇、競輪、オートレース、競馬、すべてある地域でありまして、高崎競馬、有名な高崎競馬はもう廃止されましてたけれども、桐生競艇ももう廃止の方向に動いておるようでございます。この前橋競輪もいわゆる、これは競輪、井上議長ご存知かどうかかわからんですけども、今、観音寺は単独観音寺市で運営をしておりますが、前橋競輪というのは前橋市がやっておるときと、それから2市、隣の太田市と2市でやってる日にちがあります。それから6市でやっておる組合もあるんです。それから県がやる場合もあるんです。いわゆる70日間の開催期間の中でそれぞれ開催権を分けてやっておる。それが前橋競輪なんです。

この前橋競輪も、実はあるところで前橋市の収入役とお会いしまして話しておりましたら、合併に絡んでいろいろ競輪のことで将来もう非常に真っ暗じゃないかということで諸問題が発生しておるようでございます。そこで、いわゆる競輪事業に対しての撤退、いわゆる組合でやる場合の、組合員としてのあれを撤退すると、こういう今現状が、どうもそ

ういう状況になっておるようでございます。ですから、最終的には前橋市が開催権をすべて受け入れてやらなきゃならんと、こういうことでありまして、前橋の場合は、館林という専用場外車券場も持っておりますので、今のところは黒字になっておりますけれども、そういう共同で運営するときの売り上げとか収益が黒字になるときもあるし赤字になるときもあるわけなんです。ですから、赤字になったときに、共同で運営しておる市がその赤字を補填せないかんという形でありますから、今までのようにもういつも、儲けるときは別なんですけれども、赤字になったときには補填するのは嫌だというふうな話になって、最終的には多分前橋競輪も前橋市単独の運営にあるいは群馬県が少しかんでおりますので、県が運営する場合もまだ残されるかと思うんですけれども、全国津々浦々の競輪場でそういうふうないわゆる仕組みの変更が現在行われておるといのは現状であります。

ちょっと話が長くなって申しわけないんですが、そういう現在の状況を踏まえた中で、観音寺競輪を将来どのようにしていくのかということは今回の合併協議の中で新市に引き継ぐというふうに、そういう決定をいただいたわけありますので、今後新市においてこの観音寺競輪が存続できるのかできないのか、あるいはどのような方策を見出して観音寺競輪をもう一つ再興していくのかということは、やはり新市の議会なりあるいはまた首長、執行部なりが考えていかなきゃならん問題だというふうにも認識しております。ですから、今、我々がやらなければならないのは、でき得る限り存続を目的としたような現在努力をしていくと。今言った専用場外の問題も一緒でございますけれども、そういう努力をしていく中で、いわゆるそれでもどうしようもないというふうな状況に置かれた場合には、これは新市になって撤退するのかどうかというのは考えていただいたらいいかなと。ただ、先ほど申し上げましたように、撤退した場合でもそんなにいわゆる世間言われておるような、私が申し上げた話がひとり歩きしておるような損害賠償というふうな金額はかからないということだけをご認識を願えたらというふうに思っております。

いわゆる四国人口400万ぐらいしかいないんですけれども、四国に5場あるということで、中四国合わせて7場競輪場があるということになりますので、公営ギャンブルの一つの低迷というのは、どの、競艇、競馬含めてすべてそういった低迷を続けております。これを今、井上議長ご指摘のように国の方にどのようにしてそれを解決していくのかということにつきましては、常日ごろ私も東京に出張いたしましたときに、あわせて競輪関係のところ顔を出しまして、抜本的にどのようにして解決策を見出していくのかということを経済産業省あるいはまた日本自転車振興会あるいは全日本自転車施行者協議会あるい

はそういった競輪選手会等とも含めまして、そういった諸団体に対して本当に、基本的に競輪自体、みんなが一緒になって沈んでしまっはつまらんのであるわけなんで、何か解決策を見出さなきゃならんということの努力をいたしております。

先日、新聞に出ておりましたように、災害復旧祈念競輪というのは私が提唱したことでありまして、これも競輪場、各競輪場掲げておる災害復旧祈念でもやって、いい選手をこちらに出していただいて、競輪ファンの一つの購買意欲をひとつあおる中で、その収益の一部を災害復旧祈念に持っていくと、こういった一つのアイデア等とも言ったわけで、それは受け入れられて非常にありがたかったわけでありまして、それだけではとてもじゃないけど解決策にはならないということでありまして、今言った競輪選手会の4,000人近くいる選手を本当に半分ぐらいに絞って、F、俗に昔のB級というレースであります、今のFであります、これはもう走る、競輪選手が走るたびに赤字がもうたれ流しのレースでありますので、こういったレースをどう見直していくのかということも今現在国の方に我々施行者ばかりが集まりまして要望をいたしております。

それから、国に納める交付金の問題であります、これも儲けに対して何%というのであればまだ納得できるんですけども、売り上げに対して何%という制度がいまだに残っておりますので、いわゆるこの収益というのが昔のようにつかみで18%儲かるような時代では何でもないわけなんで、正味本当に3%から4%の利益がない時代に売り上げの何%というふうにとられてしまうと、ほとんど収益がなくなってしまうという状況であります。そのあたりの改善もやはり図ってもらわなきゃならんということで、一生懸命に我々施行者は力を合わせて現在国の方に申し入れております。残念ながら、小泉さんの三位一体改革、聖域なき構造改革の中でいわゆる特殊法人、公営企業法人の改革が全く手つかずというところは競輪の業界も全く一緒でございます、日本自転車振興会がいまだに健在でありますので、そういったところの一つの大きなところをいかにして我々施行者が一致団結してぶち破っていくかということが今後の課題であろうかというふうに思っておりますので、ぜひそういう状況下の中で今一生懸命に頑張っておる。それから、今いる競輪がもし仮に万が一廃止することになっても、皆様方がご心配しておるほどの金額はかからないということだけはご認識願えたらというふうに思っております。

以上でございます。

議長 井上委員さん、どうですか。いいですか。

井上委員 はい。

議長 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

横内委員 すみません、豊浜の横内です。

新市になりますと、事務所が観音寺に当分の間置くということになりまして、本庁方式ということになっておりますが、豊浜、大野原におきましては、支所ということになるんですが、その支所長に対する権限というものをどの程度にお考えかお伺いしたいんですが。

議長 局長。

事務局長 一応事務所の位置等につきましては、本所、支所という方式でまいるわけがありますが、先ほど申しましたように当分の間観音寺市に市役所を本庁としてというようなことで取り扱っていくわけですが、その中でいわゆる事務機構・組織につきましては現在専門部会におきましてその本所、支所にどういう課を配置するかあるいは職員をどういう配置を行うかということを現在検討いたしております。基本的には、特に支所につきましては、これまで行われてきた住民サービスを低下しないということを原則として、今、組織・機構を検討しておるところでございます。17年4月もしくは5月頃にはその事務機構・組織をご提案できるものと思います。

また、支所長につきましても、特に指揮命令系統が速やかに行われて、特に災害とか、いろんな地方分権に対する対応とか、いろんな行政課題がございますので、それらをいわゆる速やかに支所長としてこなしていただくというようなことも踏まえまして、支所長にどの程度の権限を置いてするかということもあわせて現在検討させていただいております。具体的に今どうのこうのということは申し上げられませんが、現在、検討しておることでご理解をいただきたいと思います。

議長 そして、支所長なんですけども、一応部長を支所長に置くということはもう決めたんですけど、その部長にどれぐらい権限与えるかということはまだ決まってないんで、一番はそこだろうと思うんですけど。管理体制は全部本所になるんで、支所にどれぐらいの権限持たしたらスムーズにいくんやら、これ我々も非常になにするんで、ある程度の権限はやっぱり、今でも大野原でも課長がある程度の権限持っておりますので、その権限を支所長に、部長にどれを与えるかというんが、今事務局長がちょっと説明しよったように、今から詰めになっていかないかんで、そこら辺ご理解いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、報告第26号につきましては報告のありましたとおり承認いただいたものとします。

次に、報告第27号新市建設計画の県協議結果につきまして、計画班長より説明を願います。

計画班長 それでは失礼します。

報告第27号新市建設計画の県協議結果についてご報告申し上げます。

新市建設計画につきましては、昨年9月22日開催の第8回合併協議会までに内容を協議、確認いただきましたが、その確認の後、その内容をもって県に事前に協議を行いましたところ、10月5日に県合併支援本部幹事会より意見を添えて回答がございました。

その内容でございますが、別綴じの新市建設計画という別冊ですが、41ページをご覧くださいと思います。

41ページの一番上でございます施策名、地域福祉の充実の主要事業の箇所でございますが、地域福祉計画の策定というのが入っていると思います。これを加えてはどうかというふうな県からの意見がございました。これにつきましては、協定項目の各種福祉制度関係で、「地域福祉計画については、平成18年度末までに策定する。」となっていることなど、検討した結果、適当であるとのことから、県の指摘どおり修正を加えさせていただきました。

そのほか、この新市建設計画全体を通じまして、表記方法の統一を図る必要があったため、内容の変更を伴わない範囲において字句等に一部修正を加えさせていただいております。ご了承をいただきたいと思います。

それから、この新市建設計画でございますが、市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定により、県知事に協議しなければならないとなっておりますことから、昨年の住民説明会の報告を受けた後、12月20日付けで県に対し正式協議をいたしましたところ、協議会資料6ページでございますが、そこにありますように12月27日付けで異議がない旨の回答をいただきましたので、ご報告申し上げます。

なお、この新市建設計画の製本いたしましたものは、本日この報告をご確認いただきましたら、1月27日の合併協定調印式に配付できるよう準備いたしておりますので、申し添えさせていただきます。

これで報告第27号新市建設計画の県協議結果についての報告を終わります。よろしく

お願いします。

議長 ありがとうございます。

ただいま計画班長より報告第27号新市建設計画の県協議結果につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、報告第27号につきましては報告がありましたとおり承知いただいたものとさせていただきます。

それでは、次に協議第25号合併協定書(案)につきまして、調整班長より説明願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、協議第25号合併協定書(案)につきましてご説明申し上げます。

別添の資料の合併協定書をご覧いただきたいと思います。

合併協定検討項目につきましては、第2回の合併協議会におきまして合併の方式等の重要項目、特例法に定める項目、各種事務事業の取扱いを定める項目、新市建設計画を含めた53項目を検討することが確認されました。そして、本日第11回協議会にかけましてすべての検討項目につきまして調整方針が確認されたところであります。そこで、これまでに確認されました53項目を取りまとめ、合併協定書(案)といたしましてご提案申し上げます。

この合併協定書(案)につきまして、この協議会で確認をいただきましたら、本日合併協議会委員の皆様のご署名をいただき、そして1月27日の合併協定調印式におきまして1市2町の市長、町長が署名調印し、また立会人といたしまして合併協議会委員を代表いたしまして1市2町の議長に署名をお願いするものであります。

また、あわせまして調印式には香川県知事も特別立会人として出席される予定であります。

この協定書の案の内容につきましては、これまでの協議会におきまして本編として提案しご確認をいただいたものを番号順に明示しております。

表記方法の統一を図る必要がありましたので、内容を変えない範囲におきまして字句等の一部を修正させていただいておりますので、ご了承ください。例えば、「合併までに調整する」という文言につきまして、「合併時までに調整する」というような変更をさせて

いただきました。

また、新市建設計画につきましては、先ほど報告第27号でご説明申し上げたとおりであります。

また、この資料の協定書21ページ以下にこの調印書の署名者の欄をこのように設けてございます。参考までに、調印書の文面を読み上げさせていただきます。

観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

この文面におきまして、調印式におきまして署名調印、立会いの方のご署名をお願いするものであります。

合併協定書（案）については、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま調整班長より協議第25号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、協議第25号合併協定書（案）につきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、報告第28号合併協定調印式につきまして、事務局長より説明を願います。

事務局 事務局長の大木でございます。

それでは、会議資料の9ページをご覧くださいと思います。

合併協定調印式についてご説明をいたします。

日時、場所につきましては、ご案内のように1月27日木曜日の午後1時30分から大野原町総合福祉会館2階大ホールで開催をさせていただきます。

次に、出席予定者につきましては、まず当協議会の会長、副会長、委員、監査委員、そして1市2町特別職、幹事、当協議会と市、町の関係職員、来賓といたしまして香川県知事、県議会議長、衆議院議員、参議院議員、地元県議会議員、1市2町議会の議員、県政策部長の皆様方、合わせまして112名の出席を予定いたしております。委員皆様には既にご案内させておきまして、既に全員の皆様のご出席をご確認いただいております。

次に、報道関係者の方にも取材のお願いをあわせましてご案内をさせていただきます。

また、傍聴につきましては、協議会の会議と同様にこれを認めることにしたいと考えておりますが、席に制限がございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、式次第等調印式要領は次のページに記載をしておりますのでございます。

なお、立会人署名につきましては、協議会の委員の皆様全員にお願いするわけですが、立会人として議長以外の委員の皆様には、本日報告事項、協議事項ご確認いただきました後、この場でご署名をいただきます。

1月27日の合併協定調印式につきましては、まず開式の辞を合併協議会幹事 観音寺市助役に、次に合併経過報告、協定書の内容等につきまして、合併協議会幹事長 豊浜町助役をお願いをいたしました後、合併協定調印に移りまして、観音寺市長、大野原町長、豊浜町長に署名押印していただきます。その後、立会人署名といたしまして、合併協議会委員を代表されまして、観音寺市議会議長、大野原町議会議長、豊浜町議会議長にご署名をいただきます。その後、香川県知事より特別立会人としてご署名をいただきます。その後、調印書を知事から市長、町長に手渡していただいた後、合併協定書を披露していただきます。その後、市長、町長と知事の握手、そして市長、町長、知事、議長に握手をしていただいた後、合併協議会会長より主催者挨拶、次に来賓祝辞といたしまして香川県知事並びに香川県議会議長にご祝辞をいただくことしております。なお、香川県選出国會議員におかれましては、ご本人様のご出席の場合のみご祝辞をいただく予定にしております。次に、ご来賓の皆様方をご紹介させていただきます。そして、祝電披露を行い、最後閉式の辞を合併協議会幹事 大野原町参事をお願いをいたします。調印終了後、会長、委員、監査委員、そして県知事の皆様方によります記念写真撮影を調印式会場で行わさせていただきます。なお、共同記者会見は、別室の2階会議室で行います。

合併協定調印式の内容は以上のとおりであります。また、署名をしていただきます合併協定書につきましては、全部で4冊考えております。4冊ありますので、立会人の署名につきましても、4回お願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調印式の進行要領につきましては、当日司会の方から順次ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

合併協定調印式につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局長より報告第28号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第28号合併協定調印式につきましては、報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、報告第29号先進地視察につきまして、計画班長より説明を願います。

計画班長 失礼いたします。

報告第29号先進地視察について別紙のとおり報告いたします。

協議会資料13ページをご覧ください。

日時と場所でございますが、2月17日から18日にかけて、島根県安来市の視察を予定しております。視察先の状況でございますが、こちらは安来市、広瀬町、伯太町の1市2町が昨年10月1日に対等合併し、人口4万5,000人余り、新市名を安来市として誕生いたしております。構成市町が1市2町であることや、年度途中の合併など参考になることが多いと思われるので、視察先として選定させていただきました。

視察の行程でございますが、1日目は事務局がありますこちらの大野原町を出まして、瀬戸大橋、岡山米子自動車道を経まして、午後から安来市市役所で視察研修し、宿泊は視察先の近くで予定いたしております。2日目は、宿泊先を出ましたら一路帰路につきまして、昼過ぎにこちらに帰ってくる予定となっております。

なお、視察先での質問内容等についてでございますが、各委員の皆様方より質問事項を取りまとめて事前に視察先に送付したいと思っております。そのようなことから、別添の出欠確認及び質問事項の用紙にご記入いただきまして、1月27日の合併協定調印式の日までに事務局までお届けいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、参加者は合併協議会会長、委員の18名、事務局より3名、合わせまして21名の参加で、交通手段につきましては、借上げバスを予定いたしております。

これで報告第29号先進地視察についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長 ただいま計画班長より報告第29号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ありませんか。

どうでしょうか。もう皆お忙しいんで、目的はもう合併の問題だから、終わったらもうすぐ帰ったらええんじゃないかという事務局の考えでございますが。

別段ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、報告第29号先進地視察につきまして

は、報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、協議第26号新市の市章の選定につきまして、企画部会長より説明を願います。

企画部会長 失礼します。企画部会長の観音寺市の請川でございます。

それでは、協議第26号新市の市章の選定につきましてご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

協議第26号新市の市章の選定について次のとおり提出するものであります。

次、15ページをお開き願います。

新市の市章につきましては、1の合併協定内容にありますとおり、21慣行の取扱いの中で、「新市の市章については、合併時まで選定し、新市において定める」とあります。「選定方法につきましては、デザイン関係の専門知識を有する者が作成した図案をもとに、合併協議会において新市にふさわしい市章を選定する」こととなっております。本日は、この協定内容に従いまして新市の市章の選定方法等についてご協議をいただくものでございます。

まず、図案の委託先でございますけれども、委託先につきましては香川県デザイン協会に委託をしようとするものでございます。また、この選定理由につきましては、このデザイン協会につきましては、118という多くの正会員を擁しております。そういうことで、多数の専門家の作品提案が受けられるという利点がございます。

それで、この香川県デザイン協会の概要でございますけれども、県内のデザイン振興のため平成10年2月13日に設立されたものでございまして、会長が綾田修作さん、香川県の商工会議所連合会会長をなさっている方でございます。また、県知事が顧問をいたしております。入会の状況でございますけれども、賛助会員を合わせまして174となっております。過去の実績につきましては、昨年秋に開催されました第24回全国豊かな海づくり大会キャンペーンポスター、サンポート財団シンボルマーク及びロゴマーク等がございます。

次、委託料及び委託内容でございますけれども、委託料につきましては50万円を予定いたしております。また、委託内容につきましては、新市の市章のデザイン提案業務ということでございます。

委託の方法でございますけれども、観音寺市市章デザイン仕様書のとおりとするということで、17ページに仕様書がございます。これで、まず委託する市章デザインということで、まず第1番目に新市にふさわしいデザインであること、2番目に市旗とか^{きしやう}徽章等に

も使用できるデザインであること、3番目、用紙の地色を含め4色以内であること、また色の濃淡について表したものは不可ですよということでございます。4番目につきましては、他の市町村章や都道府県章及び他商標等と類似しないものであること、5番目といたしまして単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること、6番目といたしまして未発表作品であることという要件といたしております。

次、デザイン制作における考え方といたしまして、新市の将来像でございます「海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』」にふさわしいデザインであることを要求いたしております。

次に、提出方法でございますが、提出する図案は10作品程度とするということでございます。また、提出に当たりましては、デザインの趣旨、何を表現しているのかというようなことでございます。また、作者等を記載するという条件でございます。

選定方法といたしましては、1市2町の合併協議会において選定をするということでございます。

また、著作権等につきましては、1市2町の合併協議会及び新観音寺市に帰属するということでございます。

以上、仕様書でございます。

次、15ページに戻っていただきます。

選定方法でございます。委託先から提出されました10作品程度の中から、選考をお願いするわけでございますけれども、全会一致で選定されれば一番これがいいんでないかと考えられますけれども、各委員さんの考え方とかとらえ方等が違うことが予想されますので、そこで総意で決まらない場合には、持ち帰っていただきまして選定理由を付して投票を願ったらということと考えております。そして、過半数を獲得した図案を新市の市章として決定をいたしまして、その図案につきまして合併協議会が全会一致で新市の市章とすることを承認することと考えております。

また、この投票結果、上記の方法によれない場合につきましては、改めて協議するということでございます。

16ページの選定スケジュールの日程でございますけれども、本日この内容でご確認いただければ、2月から3月にかけて県デザイン協会が会員から図案を募集いたしまして、4月の合併協議会におきまして図案を提案させていただきたいと考えております。そして、ご説明申し上げたとおりの選定方法に従いまして選定をお願いいたします。

て、その結果5月の合併協議会に報告し、市章を決定いたしたいと考えております。

以上、協議第26号新市の市章の選定につきまして説明を終わります。

議長 ただいま企画部会長より協議第26号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

藤岡委員 この市章の問題ですけど、新市の市章の選定についての項目のところでは、新市の市章については、合併時までに選定し新市において定めるというふうになっておりますが、そうしますと当然合併して、職員もその新しい市章ができるまではまちまちの市章をつけて勤務するというふうなことになるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 ちょっと。

企画部会長 ご説明申し上げます。

合併時までに選定決定いたしまして、職務執行者が専決処分をいたしまして、合併時にはもう作成していくということでございます。ですから、まちまちの各市町の記章とか市章は使用しないということでございます。

藤岡委員 大野原の藤岡ですけど、そうすると新市において定めるといのはちょっと字句がおかしくなると違いますか。

企画部会長 新市において職務執行者が定めるということでございますので。

藤岡委員 ということは、新市の市長が誕生するまではそれはないということですか。

企画部会長 いやいや、誕生するまでは新市の職務執行者、市長にかわります職務執行者が専決処分をするということでございます。

藤岡委員 はいはい、わかりました。

議長 はい、どうぞ。

美藤委員 観音寺の美藤ですけど、これ5月に我々の協議会で承認すれば、すぐ暫定の補正でも組んで、6月に補正でも組んで発注して10月11日にはもう^{きしょう}徽章つけて来ますよと、そのときには囑託か何かの市長がもう任命権者にもなりますけど、もうその10月11日にはもうパッチはつけて来られるという意味に解釈したらいいんでしょう。そういうスケジュールだろう。

企画部会長 はい、さようでございます。

美藤委員 はい、わかりました。それをちょっと具体的に説明した方がわかるようやで、文言その他より、もうこれで5月通したら、6月の補正に組んで、もう発注して10

月 1 1 日にはもう^{きしやう}徽章つけて来ますという解釈すればいいですかということだけお伺いします。

企画部会長 はい、そうでございます。

議長 手続だけ専決処分するということで。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第 2 6 号新市の市章の選定につきましては原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思いますので、第 1 2 回協議会日程につきまして総務広報班長より説明願います。

総務広報班長 失礼します。総務広報班の石川です。よろしくお願いします。

18 ページをお開きください。

2 週間後の 1 月 2 7 日には、いよいよ合併協定調印式が萩の丘の総合福祉会館で開催されます。

そして、2 月に入りまして、先ほども説明がありましたように、2 月 1 7 日、1 8 日は島根県安来市におきまして先進地視察を予定しております。

3 月に入りまして、第 1 2 回の協議会はお手元の資料にお示しのように 3 月 2 4 日第 4 木曜日午後 1 時 3 0 分より当会場で予定しております。会議の内容といたしましては、平成 1 7 年度事業計画案、平成 1 7 年度予算案、平成 1 7 年合併スケジュール、先進地視察報告、廃置分合申請報告などをお諮りする予定にいたしております。委員の皆様におかれましては、大変ご多忙とは存じますが、ご出席のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ただいま総務広報班長から日程につきまして説明がありました。何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、別段ないようでございますので、第 1 2 回の協議会の日程につきましては原案のとおりといたします。

これで一連の協議を終わりましたが、引き続きまして合併協定書署名に移りたいと思います。

ここで準備のため約 1 0 分間休憩をとらせていただきます。

なお、委員さん方には署名順に座っていただくため、席を移動させていただきます。机の上の資料は恐れ入りますが係の者が移動させていただきますので、お許しいただきたいと思ひます。

それでは、ただいまから休憩に入ります。

〔休憩〕

事務局長 それでは、職員の方、定位置にお着きいただきたいと思ひます。

議長 これより1月27日の合併協定調印式に先立ち合併協定書に首長、議長以外の委員さんによりご署名をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

事務局長 それでは、ただいまより立会人としてご署名いただきます委員の皆様方によります観音寺市・大野原町・豊浜町合併協定書の立会人署名を執り行ひます。

先ほど署名順にお並びいただきましたので、署名は恐れ入りますがその場でお願いをいたします。

署名欄に署名していただきます内容につきましては、ただいま資料としてお配りさせていただきますので、ご参考にしていただきたいと思ひます。

署名は、最初に合併協議会委員美藤 広様から順次、藤岡 勉様、合田 要様にご署名をしていただきます。その後、加藤義和様、久保 等様、森 英雄様、石川美千子様、合田久仁男様、横内十三枝様にご署名をいただきます。最後に、大倉利夫様、大山保徳様、高森直二様にご署名をいただきます。

ご署名いただきます合併協定書は全部で4冊でございます、委員の皆様方には恐れ入りますが4回お願ひすることになりますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、ご署名に際し、事務局で万年筆を用意いたしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、1月27日には観音寺市長、大野原町長、豊浜町長にご署名をしていただいた後、合併協議にご尽力いただきました合併協議会委員を代表されまして観音寺市議会議長、大野原町議会議長、豊浜町議会議長様に立会人として合併協定書にご署名をしていただきます。そして最後に、調印式にご臨席をいただいております真鍋香川県知事に特別立会人としてご署名をしていただきます。

それでは、これより立会人として誠に恐れ入りますが、美藤様より順次協定書4冊にご署名をお願いいたします。係の者が協定書並びに万年筆を持ってまいりますので、それではよろしくお願ひをいたします。

〔署名〕

事務局長 立会人の皆様によります協定書への署名が終わりました。

それでは、ここで会長にただいまご署名をいただきました協定書をお渡しいただきたいと思います。

ありがとうございました。

以上をもちまして、立会人の皆様方によります合併協定書への署名を終わらせていただきます。

今後の予定につきましては、既にご報告させていただいておりますように、1月27日に合併協定調印式を行い、その後1市2町の3月定例議会で合併関連議案をご審議いただき、可決いただきますれば、3月中に1市2町を廃して新市になるための廃置分合を知事へ申請する予定でございます。順調に手続が終了いたしますと、平成17年10月11日に新生「観音寺市」が誕生いたします。

それでは、以上をもちまして合併協定書への署名を終わらせていただきます。

1月27日、合併協定調印式にはどうぞよろしく願いをいたします。どうもありがとうございました。

議長 ただいま委員さんから合併協定書に署名いただきましたが、改めて新しい観音寺市誕生に向けて、これまで大変ご尽力いただきました合併協議会委員の皆様方に深く感謝申し上げたいと思います。

なお、1月27日合併協定調印式には、お忙しい中とは存じますが出席のほどよろしく願い申し上げます。

それでは、以上で本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。

長時間にわたりまして終始熱心にご協議いただきましてありがとうございます。

これにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

【午後2時54分閉会】